

03

食品健康影響評価

食品健康影響評価とは、食品に含まれるハザード（危害要因）の摂取（ばく露）によるリスク（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）を、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて科学的に評価することです。食品安全委員会ではリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省など）からの評価要請を受け、これまでに延べ3,000件以上の食品健康影響評価を行ってきました。

2022年度に終了した食品健康影響評価の件数		計 97 件		(2022年度末までの累計 3,187件)	
● 添加物	5件	● 動物用医薬品	18件	● 肥料・飼料等	15件
● 農薬	44件	● 遺伝子組換え食品等	14件	● 薬剤耐性菌	1件

農薬の再評価が始まりました

農薬は農作物等を病害虫や雑草から守るなど、食料の生産に重要な役割を果たします。しかし、農薬を使用することにより、人の健康や環境に悪影響が出てはいけません。そのために、さまざまな法律や基準に基づき、関係府省が連携して施策を実施しています。農林水産大臣によって登録された農薬だけが製造、輸入され販売することができます。また、厚生労働大臣が残留基準を定め、国内で流通する全ての食品に適用します。さらに、農薬取締法が改められ、すでに登録済みの農薬について、15年ごとに最新の科学的知見に基づき安全性等を改めて評価するよう定められました。このため、2021年度から既存の農薬の「再評価」が始まりました。

■ 農薬は登録されたもののみ使用可能

農薬は食品に残留する可能性があります。残留農薬が人の健康に与える影響については、食品安全委員会が食品健康影響評価を行います。厚生労働省がその評価結果と農薬の使用方法から推定した摂取量を考慮しつつ食品中の残留基準値を設定します。また、環境省は、水質や水産動植物への影響等、環境への安全性に関する基準を設定します。そして、農林水産省が、農薬の品質や、農作物への薬害、農薬使用者の安全性等を審査し、使用基準を決めて登録します（図1）。

図1 農薬登録の流れ

